



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 丸 藤 シ ー ト パ イ ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 志 村 孝 一
(コード番号 8046 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 財 経 部 担 当 島 田 春 樹
(TEL. 03-3639-7641 代表)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、6 月 29 日開催予定の第 69 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	40,000,000 株
今回の併合により減少する株式数	36,000,000 株
株式併合後の発行済株式総数	4,000,000 株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合により減少する株主数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	3,024 名(100.0%)	40,000,000 株(100.00%)
10 株未満(1~9 株)所有株主	660 名(21.8%)	87,361 株(0.22%)
10 株以上所有株主	2,364 名(78.2%)	39,912,639 株(99.78%)

(注)本株式併合を行った場合、10 株未満のみの株式をご保有されている株主様 660 名(所有株式数の合計 87,361 株)は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことが可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑤併合による影響

株式併合により発行済株式総数が 10 分の 1 に減少いたしますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動などの要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

⑥1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更の件」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、当社の定款第 6 条(発行可能株式総数)および第 8 条(単元株式数)の変更を行うものであります。なお、本変更につきましても、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであり、当該株式併合の効力発生日をもって本附則を削除するものいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>147,667,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,766,700株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	(附則) <u>第6条および第8条の規定変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年11月中旬(予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成29年12月上旬(予定)

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

以上

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか？

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とするものです。

今回、当社では10株を1株に併合することを予定しております。

また、単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか？

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式につき、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合（10株を1株に統合）を予定しております。

Q 3. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えるのでしょうか？

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合において株主様のご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 4. 株主は何か手続きをしなければいけないのでしょうか？

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、株式併合効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q 5. 株主の所有株式数と議決権はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,565株	1個	156株	1個	0.5株
例③	756株	0個	75株	0個	0.6株
例④	50株	0個	5株	0個	なし
例⑤	6株	0個	0株	0個	0.6株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②、③、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成29年12月上旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りや買い増しはできますか？

株式併合後におきましても、「単元未満株式の買取り制度」または「単元未満株式の買増制度」をご利用いただけます。具体的な手続きは、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 所有株式が減少することで、受け取ることのできる配当金はどうなるのでしょうか？

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる予定の配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ5記載のとおり、端数株式処分代金をお支払させていただきます。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか？

次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日	現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

【当社の株主名簿管理人】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上